

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成の拡充について

1 目的

地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、当該沿道建築物の耐震化を促進するため実施してきた建築物耐震化助成事業の、より一層の拡充を図る。

2 拡充の内容

(1) 耐震改修助成額(耐震補強設計費及び耐震改修工事費)を拡充する。

現行では、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項で規定する中小企業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を除く)または、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条に規定する一般社団法人等以外の法人(以下これらを「法人等」という。)が所有している建築物に対しては、耐震改修助成の補助金額に制限があるが、この制限を廃止して一律6分の5の補助とし、対象建築物の耐震化を促進する。

(2) 現行の補助率

対象建築物		補助率	
所有形態		個人 分譲マンション	法人等
補強設計費	750万円以下	5/6	約1/3
	750万円を超える	約2/3~5/6	
耐震改修費	6千万円以下	5/6	約1/3
	6千万円を超える	最大5/6	

(3) 拡充後の補助率

法人等の補強設計費及び耐震改修工事費の補助率は補助基本額の5/6

裏面資料1イメージ図参照

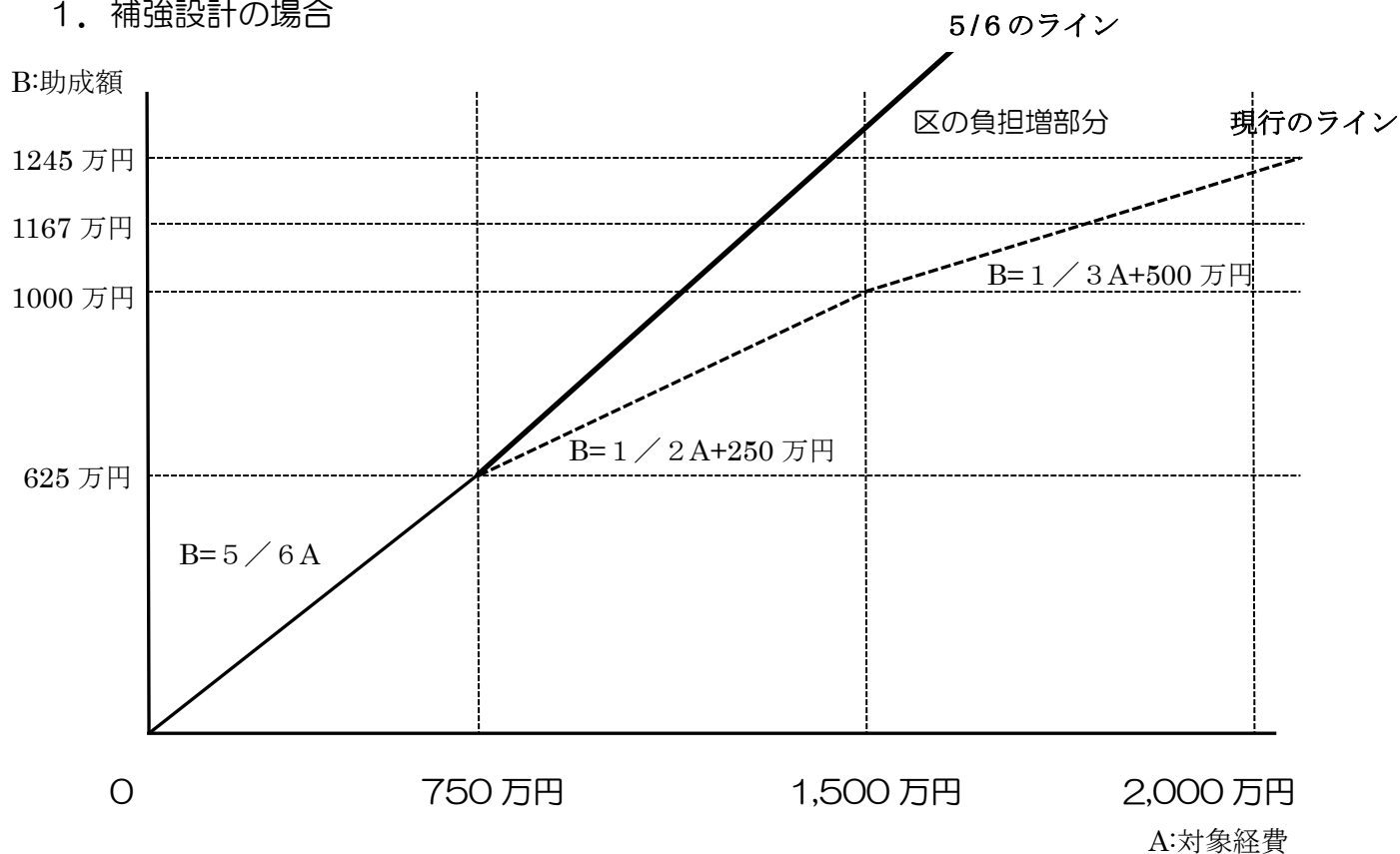
(4) 今後の予定

随時助成事前相談等受付

平成30年4月1日拡充開始

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化事業助成率のイメージ図

1. 補強設計の場合



2. 耐震改修費の場合

